

定期監査結果報告書

1. 監査の概要

- (1) 監査対象課 会計課・議会事務局・監査委員事務局・選挙管理委員会事務局・公平委員会事務局・固定資産評価審査委員会事務局・農業委員会事務局
- (2) 監査実施期間 平成26年10月1日～平成26年12月25日
- (3) 監査方針 財務に関する事務の執行及びその他の事務の執行が、適正かつ効果的に執行されているかを主眼として行った。
- (4) 監査方法 平成26年度、平成26年4月1日から平成26年9月30日までに執行された事務事業について、各課に提出を求めた資料をもとに監査の着眼点を定め監査を行い、また、質問により説明を求めた。

2. 監査の結果

監査対象部局の平成26年度における監査実施日までの財務に関する事務の執行及びその他の事務の執行は、おおむね適正であることを認めた。

(1) 各課の監査項目及び着眼点

【会計課】

(歳入)

監査項目 歳計現金等運用利子

- 着 眼 点 ①調定額の算定は適正か、また計算に誤りはないか。
②調定の時期及び手続は適正か。

(歳出)

監査項目 パート職員賃金

- 着 眼 点 ①支出金額は、関係規定又は合理的な基準に基づいているか。
②金額積算の根拠となる日数、時間数等は関係記録と合致しているか。

【議会事務局】

(歳出)

監査項目 議場等放送設備保守点検業務委託料

- 着 眼 点 ①委託の内容は適切か。
②委託契約の手続等について、適正に行われているか。

(歳出)

監査項目 石油基地防災対策都市議会協議会分担金

着 眼 点 ①分担金の算出は合理的な基準により行われているか。
②分担金の支出は適正に行われているか。

【選挙管理委員会事務局】

(歳出)

監査項目 全国市区選挙管理委員会連合会分担金

着 眼 点 ①分担金の算出は合理的な基準により行われているか。
②分担金の支出は適正に行われているか。

(歳出)

監査項目 選挙長及び選挙立会人報酬（農業委員会委員選挙費）

着 眼 点 ①支給対象となる事実は客観的資料によって確認できるか。
②資金前渡による支出の場合は、その手続と精算が適正に行われているか。

【監査委員事務局】

(歳出)

監査項目 需用費 印刷製本費

着 眼 点 ①支出負担行為は適正に行われているか。
②印刷物発注、検査及び検収は確実にされているか。
③支払は適正に行われているか。

【公平委員会事務局】

(歳出)

監査項目 負担金補助及び交付金

着 眼 点 ①負担金等の算出は合理的な基準により行われているか。
②負担金等の支出は適正に行われているか。

【農業委員会事務局】

(歳出)

監査項目 農業委員会会長及び農業委員会委員報酬

着 眼 点 ①支給対象となる事実及び役務の提供は客観的資料によって確認できるか。
②支給対象者の受給資格その他の要件は関係規定に合致しているか。

監査項目 大阪府農業会議負担金

着 眼 点 ①負担金等の算出は合理的な基準により行われているか。
②負担金等の支出は適正に行われているか。

(2) 各課の監査結果

【会計課】

(歳入)

監査項目 歳計現金等運用利子

着 眼 点 ①調定額の算定は適正か、また計算に誤りはないか。
②調定の時期及び手続は適正か。

予算現額	支出済額 (9月末現在)
159,000 円	235,889 円

歳計現金の運用については、「歳計現金の運用についての基本方針」及び高石市会計規則第74条第1項により、三菱東京UFJ銀行、池田泉州銀行、JAいずみのの3金融機関に、また必要があれば市長と協議のうえ指定代理金融機関及び収納代理金融機関のうちから預金先の候補を追加し、それぞれに運用種別、利率を問い合わせ、最も高い利率を提示した金融機関で運用することになっている。

今回、歳計現金運用額が本市の借入残高と同等以上の6行の金融機関のうち、最も高い利率を提示した、大阪信用金庫高石支店で、下記のとおり運用している。

大口定期預金

運用資金	期 間	利 率	利 息	収納日
400,000,000 円	H26. 6. 20~H26. 8. 15	0.15%	92,054 円	H26. 8. 15
500,000,000 円	H26. 6. 20~H26. 8. 29	0.15%	143,835 円	H26. 8. 29

この運用利子について、決裁行為及び関係書類を監査したところ、収納、調定等適正に処理されていた。

(歳出)

監査項目 パート職員賃金

着 眼 点 ①支出金額は、関係規定又は合理的な基準に基づいているか。
②金額積算の根拠となる日数、時間数等は関係記録と合致しているか。

予算現額	支出済額 (9月末現在)
3,643,000 円	1,549,761 円

会計課において、午後4時以降の市金庫閉鎖に伴う収納業務及び各課の振込みデータの銀行への伝送に伴う処理業務等会計事務を円滑に行うため、事務補助職員として2名のパート職員を雇用している。

それぞれの報酬月額については、非常勤職員等の給与等に関する条例5条（別表第3）に基づき支給されており、下記のとおりとなっている。

また、金額積算の根拠となる日数、時間数等は、それぞれ1週当たり4日、①午前9時から午後4時45分（休憩45分含む）②午前9時45分から午後5時30分（休憩45分含む：5月末まで）③午前10時15分から午後5時30分（休憩45分含む：6月より）となっており出勤簿の記録と合致している。なお支出関係書類等を監査した結果、適正に処理されていた。

	①	②	③	合計
4月分	146,888円（16日）	153,708円（17日）		300,596円
5月分	146,888円（16日）	135,907円（15日）		282,795円
6月分	155,788円（17日）		※54,639円（9日）	210,427円
7月分	155,788円（17日）		109,278円（18日）	265,066円
8月分	155,788円（17日）		97,136円（16日）	252,924円
9月分	146,888円（16日）		91,065円（15日）	237,953円
計	908,028円	289,615円	352,118円	1,549,761円

※5月末にて1名退職し、新規雇い入れが6月16日からとなっている。

【議会事務局】

（歳出）

監査項目 議場等放送設備保守点検業務委託料

着眼点 ①委託の内容は適切か。

②委託契約の手続等について、適正に行われているか。

予算現額	支出済額（9月末現在）
296,000円	0円

議場、調整室、全員協議会室、委員会室等の放送設備（以下「放送設備」という。）の故障等の発生を予防し、性能を維持するため、放送設備の保守点検を行っている。保守点検の内容は、年1回行う定期点検（今年度は10月実施）及び随時に行う一時保守点検（今年度は6月、7月実施）があり、点検時において故障等が認められるときは、修理等を行うこととなっている。また、点検時において放送設備の部品を交換した場合、価格が3,000円（税抜き）を超えないものについては、業者が負担するものとなっている。

また、契約業務については、本業務の予算が少額なことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号及び高石市契約規則第34条第6号の規定に基づき2者より見積書を徴取の上、下記業者と随意契約している。

契約業者名 日東電機産業株式会社ビジネスシステムセンター
 契約年月日 平成26年4月1日
 契約履行期間 平成26年4月1日から平成27年3月31日
 契約保証金 高石市契約規則第46条第6号の規定により免除
 契約金額 295,000円
 支払日 本業務終了後

本業務委託料について、決裁行為書、契約書、仕様書等関係書類を監査した結果、いずれも適正に処理されていた。

(歳出)

監査項目 石油基地防災対策都市議会協議会分担金
 着眼点 ①分担金の算出は合理的な基準により行われているか。
 ②分担金の支出は適正に行われているか。

予算現額	支出済額 (9月末現在)
20,000円	20,000円

石油基地防災対策都市議会協議会は、石油基地の火災、その他火災を防止する方策を研究し、都市港湾の共通の問題に対する具体的施策の実現推進を図ることを目的とし、現在その目的に賛同する全国市議会のうち50市が加盟している。

主な活動内容については、総会において協議会の活動方針を決定し、それに基づき夏季及び冬季実行運動として、関係省庁（経済産業省資源エネルギー庁、消防庁、海上保安庁、財務省等）に要望活動を行うとともに、総会及び正副会長・監事会において講演会や視察を行っている。

また、本会の運営経費については、石油基地防災対策都市議会協議会規約第8条により、加盟市の負担とすることとなっており、毎年総会において分担金の金額が決定されている。本年度及び直近3年間の分担金は、下記のとおりとなっている。なお、決裁行為書、支出関係書類等を監査した結果、適正に処理されていた。

請求日 平成26年6月16日
 支払日 平成26年7月3日
 支払金額 20,000円

年度	分担金
平成23年度	20,000円
平成24年度	20,000円
平成25年度	20,000円

【選挙管理委員会事務局】

(歳出)

監査項目 全国市区選挙管理委員会連合会分担金

着眼点 ①分担金の算出は合理的な基準により行われているか。
②分担金の支出は適正に行われているか。

予算現額	支出済額 (9月末現在)
29,300 円	29,000 円

全国市区選挙管理委員会連合会は、全国の市及び特別区の選挙管理委員会をもって組織され、市区選挙管理委員会の円滑な運営、選挙の管理執行及び選挙啓発等の改善研究並びに選挙関係法令の運用に係る調査検討及び改正要望実現のための関係機関に対する要請その他調査研究を行い、もって民主政治の確立と地方自治の興隆発展に寄与するとともに、会員相互の親睦を図ることを目的として設立された。特に、選挙の実務を行う市区選挙管理委員会の現場の声を総務省等に届け、より良い選挙制度を構築していくうえで、その存在意義は非常に大きいものとなっている。

各市区分担金は、同会規約第 20 条の規定に基づき、均等割と人口割との合計金額で、それぞれが概ね等分となるように次の算式により算定されており、合理的な基準によるものと認められる。

- ・均等割 19,000 円
- ・人口割 算定基礎人口 58,977 人×17 銭=10,000 円 (100 円未満四捨五入)
※算定基礎人口：平成 24 年 3 月 31 日現在の住民基本台帳人口 (総務省調べ)

また、支出負担行為兼支出命令書等関係書類を監査した結果、いずれも適正に処理されていた。

支出負担行為日 平成 26 年 6 月 18 日
支出年月日 平成 26 年 7 月 11 日
支払額 29,000 円

なお、直近 3 年間の分担金の金額は、下記のとおりである。

年度	分担金
平成 23 年度	29,200 円
平成 24 年度	29,200 円
平成 25 年度	29,000 円

(歳出)

監査項目 選挙長及び選挙立会人報酬 (農業委員会委員選挙費)

- 着 眼 点 ①支給対象となる事実は客観的資料によって確認できるか。
②資金前渡による支出の場合は、その手続と精算が適正に行われているか。

予算現額	支出済額 (9月末現在)
171,000 円	70,000 円

本市農業委員会委員のうち選挙により選任される委員の定数は10名であり、その任期は3年である。

今回の選挙は、告示日及び立候補届の受付日が平成26年6月29日、選挙期日(投・開票日)が7月6日の日程で行われる予定であったが、立候補者が9名の定数内であったため、投票は行われなかった。なお、当選人を決定する選挙会は、7月7日に本市役所別館3階の会議室で行われた。

選挙録等を確認したところ、選挙長は、立候補届の受付及び選挙会に出席され、選挙立会人3名は選挙会に出席されている。また、それぞれの報酬は、高石市報酬及び費用弁償条例の規定に基づいた金額が資金前渡により支給されており、支出負担行為兼支出命令書等関係書類を監査した結果、いずれも適正に処理されていた。

支出負担行為日	平成26年6月29日
支出年月日	平成26年7月7日
精算報告年月日	平成26年7月7日
選挙長報酬額	34,000円(17,000円×2日)
選挙立会人報酬額	36,000円(12,000円×3名)

【監査委員事務局】

(歳出)

監査項目 需用費 印刷製本費

- 着 眼 点 ①支出負担行為は適正に行われているか。
②印刷物発注、検査及び検収は確実にされているか。
③支払は適正に行われているか。

予算現額	支出済額 (9月末現在)
100,000 円	87,000 円

平成25年度決算審査意見書を作成するため、担当課において、支出負担行為(印刷物発注起案)作成後、印刷製本等の作成を契約検査課へ依頼し、契約検査課にて発注及び作成業務契約をしている。印刷原稿等については、担当課において、原稿を作成し、業者にて印刷製本等行い納品を受けている。発注より納品まで短期間での納入が必要とな

り、また原稿渡し後納品までに数回の校正や緊急な校正も多く、他課でも同様な（予算書・決算書等）印刷物等の作成に際しての対応も誠実、確実な納品を厳守している業者と契約検査課が1者随意契約を行っている。発注時期等については、下記により行われていた。

契 約 業 者	(株)近畿出版印刷
印刷発注等起案日	平成 26 年 6 月 6 日
契約検査課発注日	平成 26 年 6 月 12 日
印刷原稿出稿日	平成 26 年 8 月 20 日
印刷物納品日	平成 26 年 8 月 26 日
契 約 金 額	87,000 円
	(内訳 一般・特別会計 @380 円×150 冊=57,000 円 水道事業会計 @200 円×150 冊=30,000 円)
支出命令書決裁日	平成 26 年 8 月 28 日
支 払 日	平成 26 年 9 月 12 日

なお、この印刷製本発注について、契約書、支出関係書類等を監査した結果、いずれも適正に処理されていた。

【公平委員会事務局】

(歳出)

監査項目 負担金補助及び交付金

- 着 眼 点 ①負担金等の算出は合理的な基準により行われているか。
②負担金等の支出は適正に行われているか。

予算現額	支出済額 (9 月末現在)
98,000 円	63,000 円

公平委員会連合会組織は、公平委員会相互の連絡を緊密にし、協力して人事公平制度の円滑な運営を図り、もって公正な人事行政の確立に寄与することを目的として全国の公平委員会により組織されている。

全国公平委員会連合会規約において、全国を9つの区域に分割し、各区域に支部を、支部内に各都道府県公平委員会連合会を置くこととなっており、本市は、「全国公平委員会連合会近畿支部」及び「大阪府公平委員会連合会」に属している。

大阪府公平委員会連合会は、府内の地方公共団体に設置する公平委員会によって構成され、府下33都市のうち、人事委員会設置の大阪市・堺市を除く31都市及び4つの一部事務組合が加入している。また、大阪府公平委員会連合会内を北部・東部・南部の3つのブロックに分け、会長・会計監査を輪番制にて選出し、選出された会長都市は、全国公平委員会連合会及び全国公平委員会連合会近畿支部の理事等に選任される。

大阪府公平委員会連合会南部ブロック協議会は、高石市以南の8都市で構成されている。上記の各会において、人事・公平制度に関する調査、研究及び資料収集等が実施され、会員間で各種の情報が共有されるなど人事・公平事務執行における効果が認められる。

また、各会は全国公平委員会連合会を頂点とする連絡体制が確立した組織として機能している。

公平委員会事務局における各会費等及び負担金は次のとおりである。

- ・全国公平委員会連合会会費 31,000 円

算定基準 全国公平委員会連合会規約第 18 条により、人口段階別会費(前年度 10 月 1 日現在の住民基本台帳に記録されている者の数 5 万人以上 10 万人未満 : 31,000 円)を根拠として徴収している。

- ・全国公平委員会連合会近畿支部分担金 12,000 円

算定基準 全国公平委員会連合会近畿支部規約第 17 条により、人口段階別会費(前年度 10 月 1 日現在の住民基本台帳に記録されている者の数 5 万 1 人から 10 万人 : 12,000 円)を根拠として徴収している。

- ・大阪府公平委員会連合会会費 6,000 円

算定基準 大阪府公平委員会連合会規約第 18 条により、人口割額(5 万人以上 10 万人未満 : 8,000 円)を根拠として徴収している。

なお、今年度については、相応の繰越金があるため、役員会にて一律 2,000 円減額されている。

- ・大阪府公平委員会連合会南部ブロック協議会会費 5,000 円

算定基準 大阪府公平委員会連合会南部ブロック協議会規約第 7 条により、人口から計算した均等割額(一律 3,000 円)及び人口割額(10 万未満の都市 : 2,000 円)を根拠として徴収している。

- ・全国公平委員会連合会本部研究会出席者負担金 5,000 円 (2 名参加)

算定基準 全国公平委員会連合会規約第 17 条により、経費の算定は、出席者負担金として、1 人当たり 2,500 円を徴収している。

- ・全国公平委員会連合会通常総会出席者負担金 4,000 円 (2 名参加)

算定基準 全国公平委員会連合会規約第 17 条により、経費の算定は、出席者負担金として、1 人当たり 2,000 円を徴収している。

- ・全国公平委員会連合会近畿支部特別研究会出席者負担金 0 円 (2 名参加)

算定基準 大阪府公平委員会連合会近畿支部規約第 16 条により、参加者 1 名につき 2,000 円以内の負担金を根拠として徴収している。

なお、今年度については、相応の繰越金があるため徴収はされていない。

- ・全国公平委員会連合会近畿支部総会出席者負担金 0 円 (2 名参加)

算定基準 大阪府公平委員会連合会近畿支部規約第 16 条により、参加者 1 名につき 2,000 円以内の負担金を根拠として徴収している。

なお、今年度については、相応の繰越金があるため徴収はされていない。

- ・大阪府公平委員会連合会通常総会・研究会出席者負担金 0円 (2名参加)
 算定基準 大阪府公平委員会連合会規約第17条により、参加者1名につき1,000円以内の負担金を根拠として徴収している。
 なお、今年度については、相応の繰越金があるため徴収はされていない。
- ・大阪府公平委員会連合会南部ブロック協議会総会・研究会出席者負担金 0円 (4名参加)
 算定基準 大阪府公平委員会連合会南部ブロック協議会規約第7条により、参加者1名につき1,000円以内の負担金を根拠として徴収している。
 なお、今年度については、相応の繰越金があるため徴収はされていない。

分担金・負担金等の名称	予算現額	支出済額
全国公平委員会連合会	31,000円	31,000円
全国公平委員会連合会近畿支部	12,000円	12,000円
大阪府公平委員会連合会	8,000円	6,000円
大阪府公平委員会連合会南部ブロック協議会	5,000円	5,000円
全国公平委員会連合会本部研究会出席者負担金	10,000円	5,000円
全国公平委員会連合会通常総会出席者負担金	8,000円	4,000円

全国公平委員会連合会

北海道、東北、関東、北信越、東海、近畿、中国、四国、九州の各地区公平委員会連合会を構成する都市(会員都市の加入する一部事務組合等を含む。)の公平委員会で組織(会員数 567 委員会)

近畿支部公平委員会連合会

滋賀、京都、大阪、奈良、和歌山及び兵庫の各府県の都市(市の加入する一部事務組合等を含む。)の公平委員会で組織(会員数 94 市、17 組合等。)

大阪府公平委員会連合会

大阪府各都市(市の加入する一部事務組合等を含む。)の公平委員会で組織(会員数 31 市、4 組合等。)

大阪府公平委員会連合会南部ブロック協議会

高石市以南の都市の公平委員会で組織(会員数 8 市)

上記会費等及び負担金について決算資料、請求書、支出関係書類等を監査した結果、いずれも適正に処理されていた。

また実績報告等については、各会総会に出席し、収支決算報告書を入手のうえ確認している。

【農業委員会事務局】

(歳出)

監査項目 農業委員会会長及び農業委員会委員報酬

- 着 眼 点 ①支給対象となる事実及び役務の提供は客観的資料によって確認できるか。
②支給対象者の受給資格その他の要件は関係規定に合致しているか。

予算現額	支出済額 (9月末現在)
5,112,000 円	2,366,172 円

農業委員会（以下「委員会」という。）は、農地等の利用関係の調整、遊休農地の解消その他農業全般にわたる問題を農業者の創意と自主的努力によって総合的に解決していくことを目的とした農業および農業者の一般的利益を代表する機関として、農業委員会等に関する法律に基づき、原則として市町村ごとに設置される行政委員会である。

委員会は農業者から選挙される委員と農業協同組合、農業共済組合、土地改良区、市町村議会がそれぞれ推薦し、市町村長が選任する委員から構成され、いずれも非常勤特別職地方公務員の身分を有し、市町村長から一定額の報酬を受ける。その額は高石市報酬及び費用弁償条例に基づき次の通り定められている。

区分	報酬額
農業委員会会長	月額 34,000 円
農業委員会委員	月額 28,000 円

委員は農業委員会等に関する法律に基づき農地パトロール、遊休農地の確認、農地転用許可等の確認、農業者からの相談等の事務を毎月処理し、会長は会議の議決を執行、会議の議案を提出、公印及び書類の保管に関する事、職員の任免その他の服務に関する事や委員会の庶務に関する事務を併せて担任している。

平成 26 年度における農業委員会会長及び農業委員会委員報酬は下記のとおりであり、決裁行為書、関係書類等を監査した結果、いずれも適正に処理されていた。

農業委員会会長報酬

	支出負担行為日	支払日	金額
4 月	4 月 1 日	4 月 28 日	34,000 円
5 月	5 月 1 日	5 月 20 日	34,000 円
6 月	6 月 1 日	6 月 20 日	34,000 円
7 月	7 月 1 日	7 月 18 日	34,000 円
8 月	8 月 1 日	8 月 20 日	34,000 円
9 月	9 月 1 日	9 月 19 日	34,000 円

農業委員会委員報酬

	支出負担行為日	支払日	人数	金額
4月	4月1日	4月28日	13	364,000円
5月	5月1日	5月20日	13	364,000円
6月	6月1日	6月20日	13	364,000円
	6月6日	7月18日	1	※1 23,333円
7月	7月1日	7月18日	13	364,000円
	7月20日	8月20日	1	※2 10,839円
8月	8月1日	8月20日	12	336,000円
9月	9月1日	9月19日	12	336,000円

※1 議会選任委員就退任に伴う日割支給額 $28,000円 \div 30日 \times 25日 = 23,333円$

※2 市長選任委員就退任に伴う日割支給額 $28,000円 \div 31日 \times 12日 = 10,839円$

監査項目 大阪府農業会議負担金

着眼点 ①負担金等の算出は合理的な基準により行われているか。

②負担金等の支出は適正に行われているか。

予算現額	支出済額 (9月末現在)
244,000円	244,000円

大阪府農業会議は、農業者の公正な意見を反映し、農業の立場を代表する組織として、その業務を行うことによって、農業生産力の発展及び農業経営の合理化を図り、農業者の地位の向上に寄与することを目的として、農業委員会等に関する法律に基づき昭和29年に設立された認可法人で、市町村農業委員会会長、大阪府農業協同組合中央会等各種農業団体の代表、農業に関する学識経験者等により構成されている。農業者の意見を集約し、行政庁に要望・提言を行うほか、農業に関する情報提供、調査及び研究、農業委員会委員等の講習及び研修、助言その他の協力を主な業務としている。大阪府農業会議の事務所は大阪市に置かれ、毎年2回の総会と、必要に応じて臨時総会が招集される。

大阪府農業会議会則第13条に基づく市町村拠出金は、農業委員会均等割、2010年農業センサスによる農家戸数割及び経営耕地面積割、前年7月31日時点の選挙委員定数による委員数割を合計した額を算定基礎としている。但し、平成24年度から平成28年度までについては算定基礎により算出した額に1.4%を減じた額としている。なお、経営耕地面積割で円未満に端数が生じる場合は四捨五入とする。

本年度及び直近3年間の分担金は、下記のとおりとなっており、決裁行為書、関係書類等を監査した結果、いずれも適正に処理されていた。

支出負担行為日 平成 26 年 4 月 2 日
 支 払 日 平成 26 年 5 月 13 日
 支 払 額 244,000 円

均等割	農家戸数割	農地面積割	委員数割	算定基礎額
171,800 円	14,790 円	9,964 円	50,220 円	246,774 円

なお、3 年間の支払額については下記のとおりである

年 度	負 担 金
平成 23 年度	248,000 円
平成 24 年度	244,000 円
平成 25 年度	244,000 円

3. 監査委員の質問事項

【議会事務局】

- ①全国議長会負担金について
- ②議長交際費について
- ③政務活動費の報告書及び領収書等について

【会計課】

- ①印刷製本費について

【農業委員会事務局】

- ①交際費について

【公平委員会事務局】

- ①委員長及び委員報酬について